

化学物質適正管理セミナー
平成29年10月30日（月）

愛知県における 化学物質の現状と取組について

愛知県環境部環境活動推進課

化管法（特定化学物質の環境への排出量の把握等及び
管理の改善の促進に関する法律）

と

県条例（県民の生活環境の保全等に関する条例）

化管法 ～特定化学物質の環境への排出量の把握等 及び管理の改善の促進に関する法律～

(主な内容)

- 化学物質管理指針
- PRTR制度 (排出/移動量の把握と届出)
- SDS制度 など

県条例 ～県民の生活環境の保全等に関する条例～

(主な内容)

- 愛知県化学物質適正管理指針
- 取扱量の把握、知事への届出
- 特定化学物質等管理書
- 事故時の応急措置、通報、届出 など

化学物質を取り扱う事業所

- 国の化学物質管理指針
- SDS制度

化
管
法

第一種指定化学物質（462物質）又は
第二種指定化学物質（100物質）を取り扱
う事業所

PRTR制度（排出/移動
量の把握と届出）

第一種指定化学物質を取り扱う事業所
のうち、一定要件（業種、従業員数*1、
年間取扱量）を満たす事業所
〔化管法、県条例共通〕

特別要件施設
を有する事業所

一定規模以上
の事業所*2

- 管理書の提出
- 事故時の応急措
置、通報、届出

取扱量の把握・届出

県
条
例

県の化学物質適正管理指針

*1 事業者全体として常時使用される従業員数が21人以上

*2 事業所として常時使用される従業員数が21人以上

参考 愛知県webサイト： 化学物質適正管理届出等の手引き

<http://kankyojoho.pref.aichi.jp/Download/Download/kagaku-tebiki.pdf>

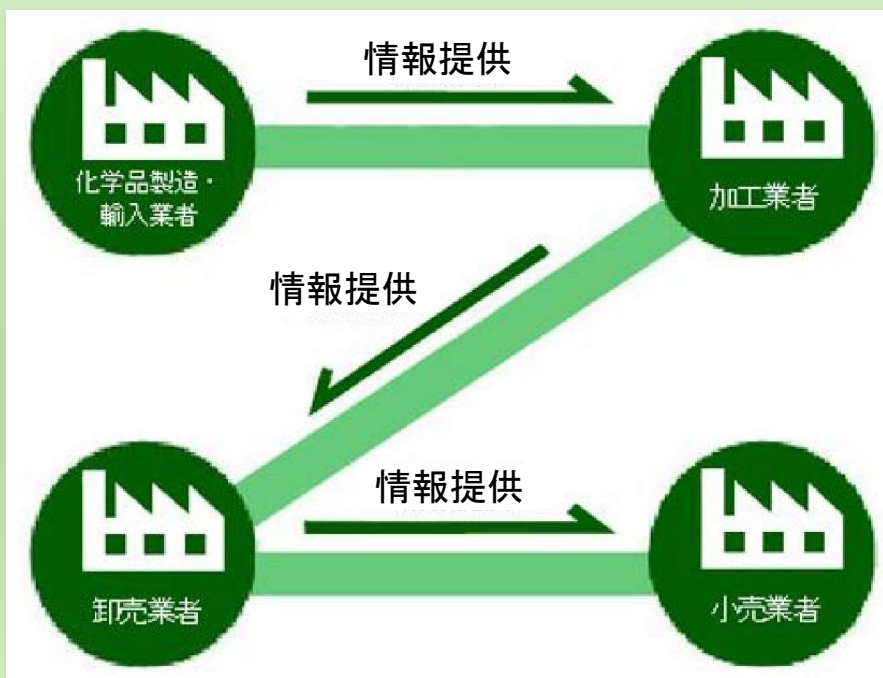
	化学物質管理指針 [化管法]	愛知県化学物質適正管理指針 [県条例]
目的	化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境保全上の支障を未然に防止する	化学物質の適正管理の効果的な実施を促進し、環境保全上の支障を未然に防止する
対象	第一種・第二種指定化学物質を取り扱う事業者	化学物質を取り扱う事業者
主な内容	管理方法 ー 管理計画の策定、取扱量等の把握、点検、排出抑制	管理方法 ー 取扱量等の把握、管理計画の策定、排出抑制
	使用の合理化 ー 工程の見直し、回収・再利用促進	事故予防、発生時の措置 ー 危険性の周知、事故対応マニュアルの作成、訓練の実施、事故時の応急措置
	排出状況等に関する国民の理解の増進 ー 窓口の明確化、報告書等による情報提供	排出状況等に関する県民への情報提供 ー 排出状況や管理状況のHPへの掲載、説明会の実施
	性状等に関する情報の活用 ー SDSデータの周知徹底、活用	特定化学物質等管理書の作成

SDS制度 [化管法]

第一種／第二種指定化学物質やこれを含む製品を事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質等の性状及び取扱情報の提供を義務づける制度

(情報提供の方法)

- ① SDS (Safety Data Sheet : 安全データシート)
- ② ラベルによる表示



<SDSを提供された事業者>

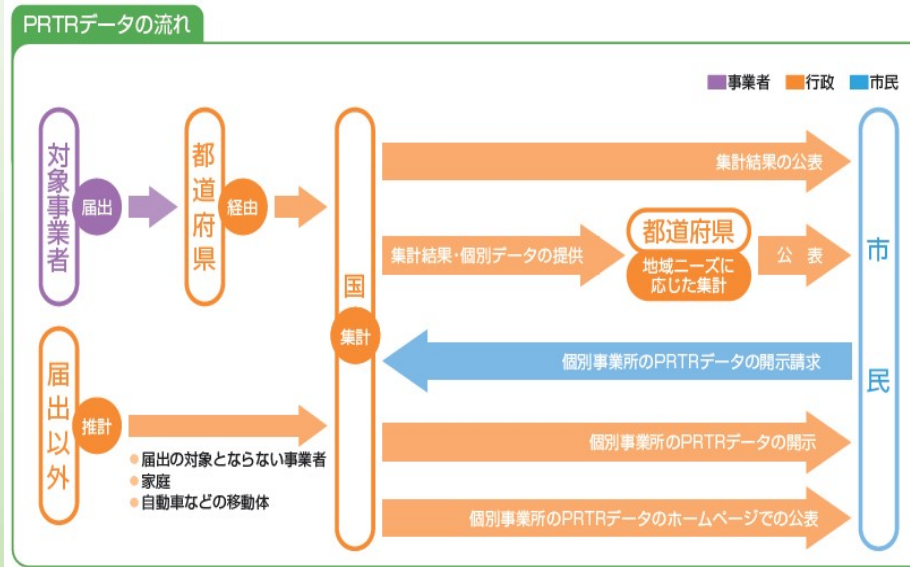
- 化学物質の適正管理のための情報源 (有害性・危険性等の情報)
- PRTR制度の届出の算出基礎
- 化学物質を取り扱う職場の安全確保の措置や社内教育等の資料

PRTR：Pollutant Release and Transfer Register —化学物質排出移動量届出制度— [化管法]

第一種指定化学物質の**排出量**や**移動量**を、事業者が自ら把握し、**県（市※）**を通じて**国**に届出する

排出量…環境中に排出された量
移動量…廃棄物などに含まれて事業所の外に運び出された量

※ 市：名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市
以下同様。



国は、事業者からの届出を集計するとともに、対象外の事業所、農家、家庭、自動車などからの**排出量を推計し、公表**する

取扱量の把握と知事への届出 [県条例]

第一種指定化学物質の**取扱量**を、事業者が自ら把握し、知事（市長）に届出する（第68条）

年間取扱量 = 年間製造量 + 年間使用量
年間使用量 = 年間購入量 + 年度当初在庫量 - 年度末在庫量

特定化学物質等管理書〔県条例〕

特定事業者※は、化学物質の自主的な適正管理を効果的に行うため、特定事業所ごとに、特定化学物質等の管理体制等について定め、その内容を記載した**特定化学物質等管理書**を知事（市長）へ提出（第69条）

※ 条例に基づく取扱量の届出対象者のうち、従業員の数が21人以上である事業所（特定事業所）を有する事業者

＜記載する主な内容＞

➤ 管理方針及び管理計画

- ・化学物質の管理、排出抑制等に関する基本方針
- ・排出削減の目標、対策、達成時期等

➤ 取り扱う化学物質の名称

➤ 取扱施設における管理方法

- ・化学物質の製造・使用・貯蔵施設の管理方法、取扱工程
- ・排出抑制措置 ・代替物質への転換の検討 など

➤ 管理組織

➤ 事故の予防及び事故発生時の措置

管理方針や取り扱う化学物質などに変更があったら、変更届出の提出をお願いします。



事故時の措置 [県条例]

特定事業所において、事故により特定化学物質が大気中や公共用水域に排出され、又は地下に浸透し、人の健康又は生活環境に被害を生じるおそれがある場合は、次の措置を講ずること（第70条）

- 〔1〕 直ちに、排出等を防止する応急措置を講じる
- 〔2〕 事故の状況を知事（市長）に通報する
- 〔3〕 応急措置の概要等について知事（市長）へ届出をする

＜届出する主な内容＞

- 大気中・公共用水域に排出され、又は地下に浸透した特定化学物質の名称
- 事故の発生日時、通報日時
- 事故の発生状況、その原因の概要
- 応急措置及び再発防止のための措置等の概要

特定事業所に該当しない場合は「愛知県化学物質適正管理指針」に基づく事故時の措置を実施してください。



(参考)

愛知県Webページ 『化学物質とPRTR』

http://www.pref.aichi.jp/kankyo/katsudo-ka/jigyo/prtr/index.html

化学物質とPRTR

愛知県環境部環境活動推進課

事業者の皆様へ 県民の皆様へ 届出様式ダウンロード 催事情報

化学物質とPRTR ～化学物質の適正管理～

このページでは、化学物質に関する情報や愛知県の取組み、化管法や県条例に基づく届出方法などを事業者の皆様、県民の皆様へお知らせしていきます。

事業者の皆様へ 県民の皆様へ

お知らせ

- 平成29年9月14日
平成29年度「化学物質適正管理セミナー」の参加申し込みを開始しました。
- 平成29年8月24日
平成28年度「県有施設における農薬・殺虫剤等薬剤適正使用ガイドライン」運用状況調査結果を掲載しました。
- 平成29年6月9日
平成27年度 愛知県における化学物質排出量等の集計結果を掲載しました。
- 平成28年7月1日
平成26年度 愛知県における化学物質排出量等の集計結果を掲載しました。

催事情報

届出に関する問い合わせ先

届出様式ダウンロード

排出量・移動量集計結果

愛知県のホームページへ

愛知県環境部
Environment of Aichi
あいちの環境

PDF形式のファイル閲覧にはアドビ社のアドビリーダーが必要となります。下記からダウンロードしてください。

Get ADOBE® READER®

事業者向けページ一覧

化管法及び県条例における対象事業者の判定

化管法について

化管法について

- 化管法条文(経産省のHPへ)
- 化学物質管理指針について(環境省のHPへ)
- PRTR制度について(環境省のHPへ)
- SDS制度について(経産省のHPへ)

県条例について

- 県条例について
- 化管法と県条例の関係
- 県条例の解説
- 適正管理指針の解説

届出に関するQ&A

化学物質の排出

化管法と県条例の適正管

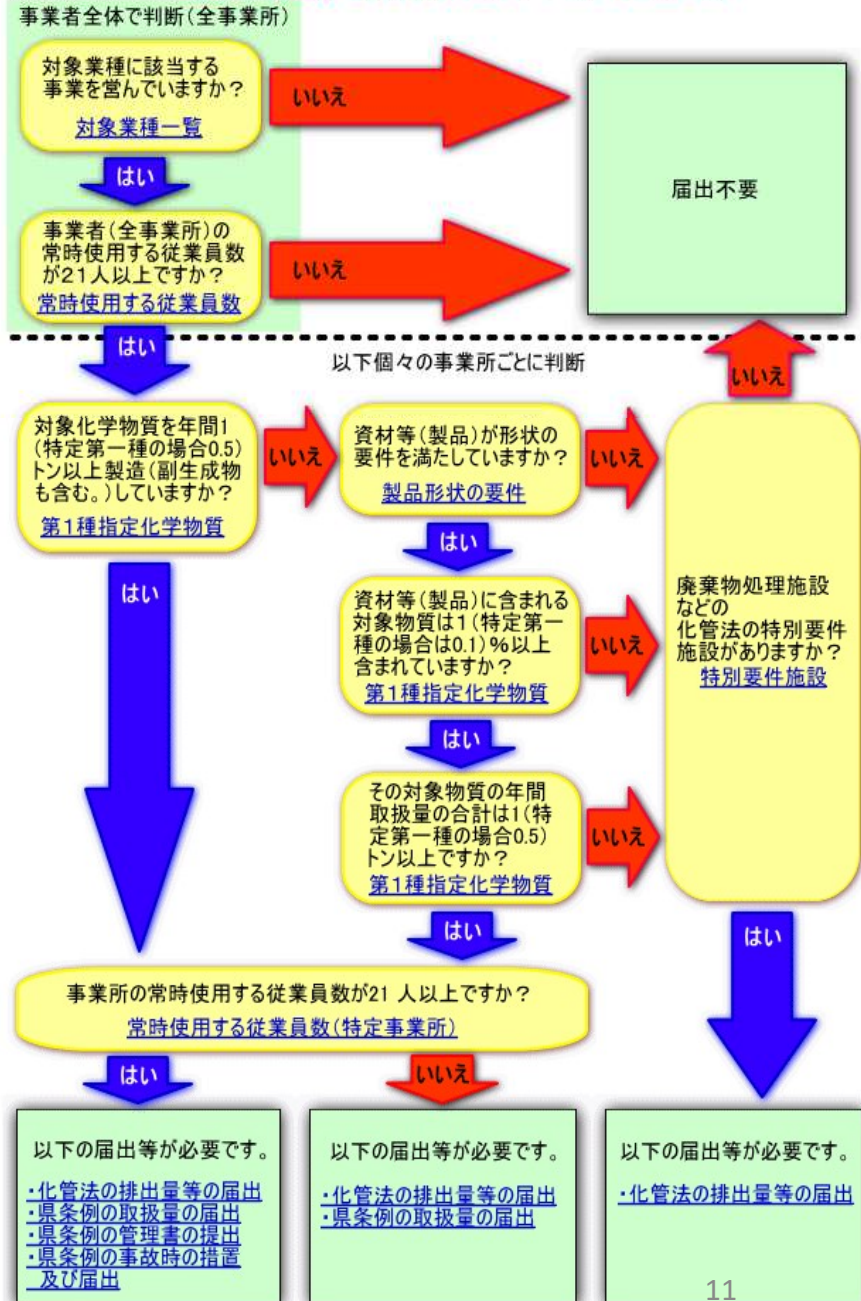
事業者向けリンク集



化学物質に関するいろいろなことを紹介しています！

- ・法や条例の解説
- ・届出に関するQ&A
- ・届出様式のダウンロード
- ・どんな届出が必要かわかるフロー図 etc.

判定フロー図 (図中の下線文字をクリックすると新しいウィンドウが開きます)



【HTD30001: 排出量等届出処理(事業所一覧)】

- 年度別排出量等届出の一覧を表示しています。
- 都道府県等から照会があった場合は「照会確認」ボタンが表示されます。これをクリックし、処理をしてください。

PRTR届出には『電子届出』がおすすめです。

排出把握年度	2015	年	提出先	全て	
処理状況					
お知らせ状態					
表示色説明	照会あり				
取得総件数 4件 表示					
事業所名	川口市				各排出量等届出作成
川口テスト工場					届出作成 お知らせ登録 未登録
豊橋テスト工場					届出作成 お知らせ登録 未登録
岡崎テスト工場					届出作成 お知らせ登録 未登録

こんなメリットがあります！

- 届出書の作成が簡単
- 郵送料がかからない
- 記載漏れ・記載間違いが減る
- 24時間受付OK
- 届出内容を出力したり印刷したりできる



※ 電子届出システムの利用申請は一年中受け付けています。
申請後、利用できるようになるまで数日かかりますので、
余裕をもって申請をしてください。

愛知県における化学物質の排出量等 (平成27年度)

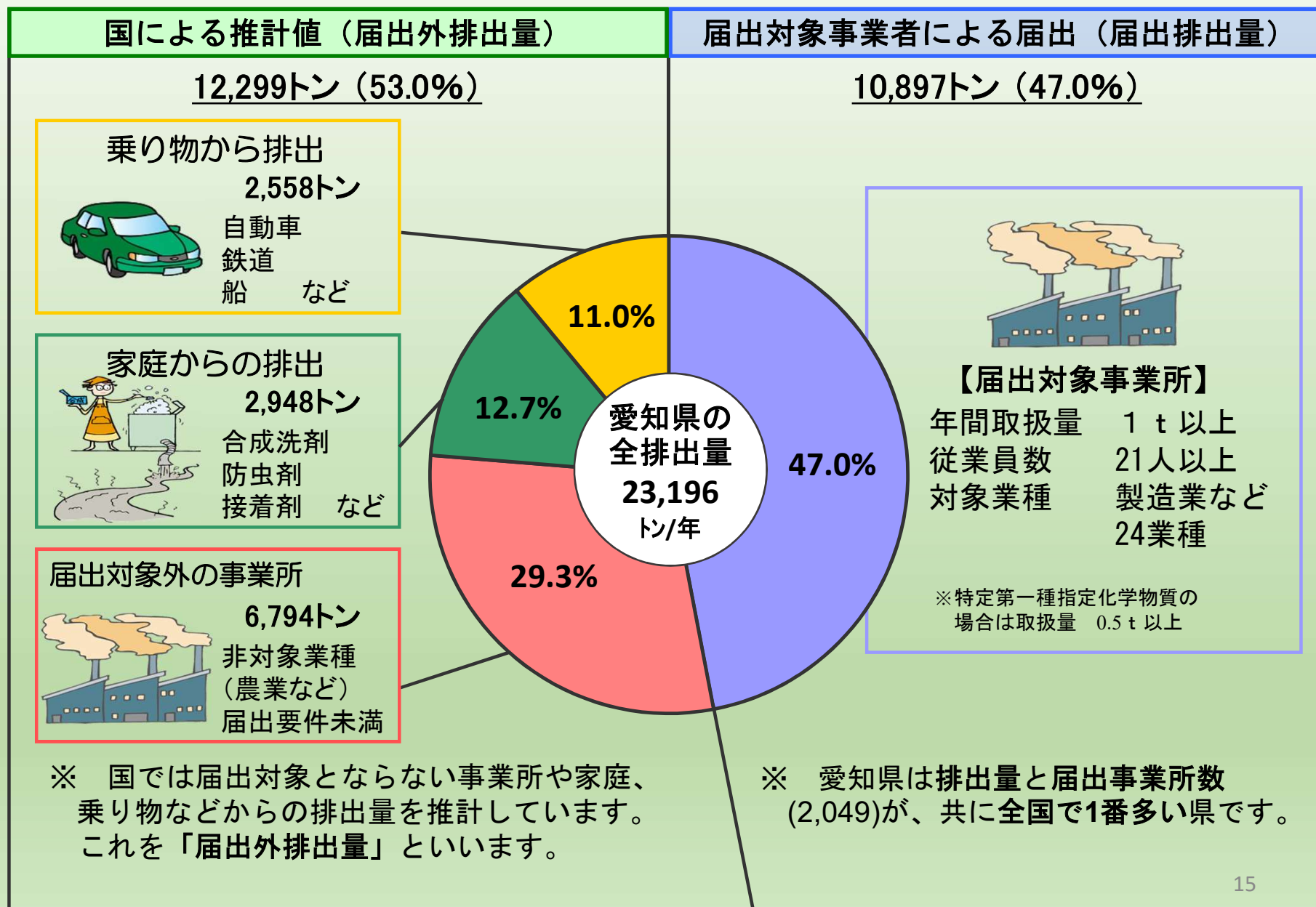
平成27年度排出量 ～他都道府県との比較～

(単位：トン/年)

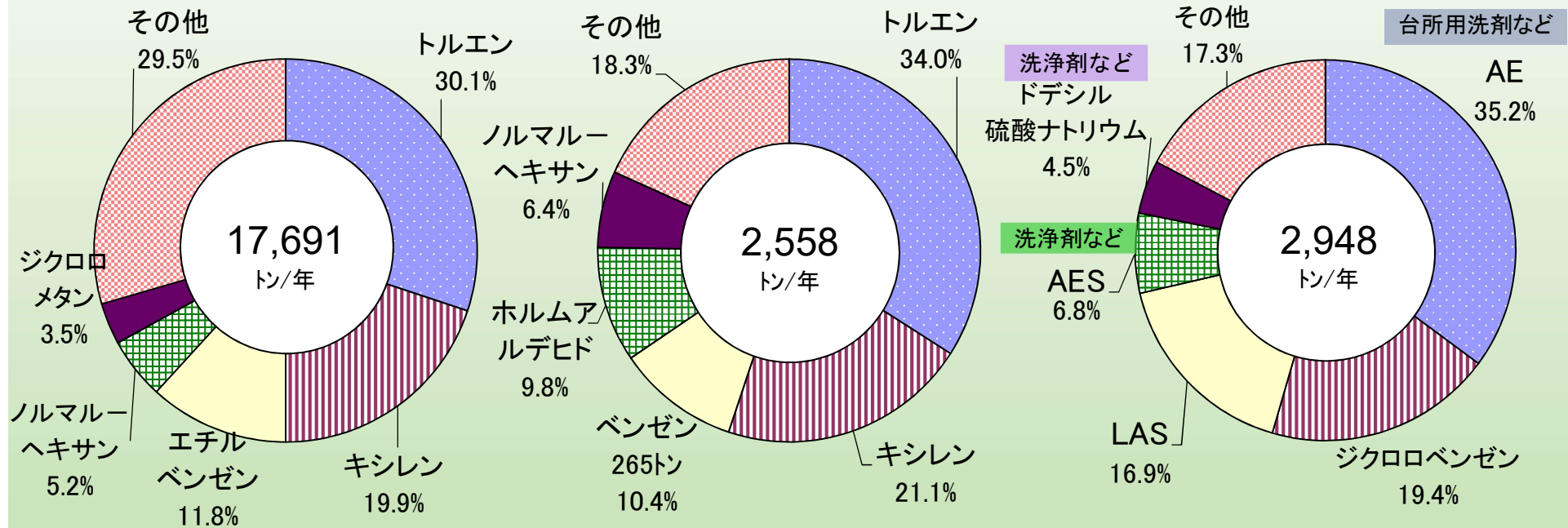
順位	届出排出量			届出外排出量			全排出量			届出移動量		
	県	量	変化	県	量	変化	県	量	変化	県	量	変化
1	愛知県	10,897	↓	東京都	16,401	↓	愛知県	23,196	↓	愛知県	29,482	↑
2	広島県	9,515	↓	愛知県	12,299	↓	東京都	18,063	↓	千葉県	17,275	↑
3	静岡県	7,544	↓	北海道	12,130	↓	埼玉県	16,165	↓	福岡県	17,140	↓
4	埼玉県	7,347	↓	大阪府	10,246	↓	千葉県	15,702	↓	兵庫県	14,275	↓
5	兵庫県	6,625	↓	神奈川県	9,894	↓	神奈川県	15,446	↓	大阪府	12,576	↓
-	全国合計	154,176	↓	全国合計	229,220	↓	全国合計	383,396	↓	全国合計	223,642	↓

注) 表中の矢印(↓,↑)は、前年度からの量の増減を示したものの。

平成27年度 排出量の内訳



平成27年度 排出量上位5物質



事業者からの排出 (届出+届出外)

トルエン、キシレン、エチルベンゼンは塗料の溶剤、合成原料などとして使用されています。

乗り物からの排出 (届出外)



上位5物質は自動車、鉄道、船舶などの排出ガスに含まれています。

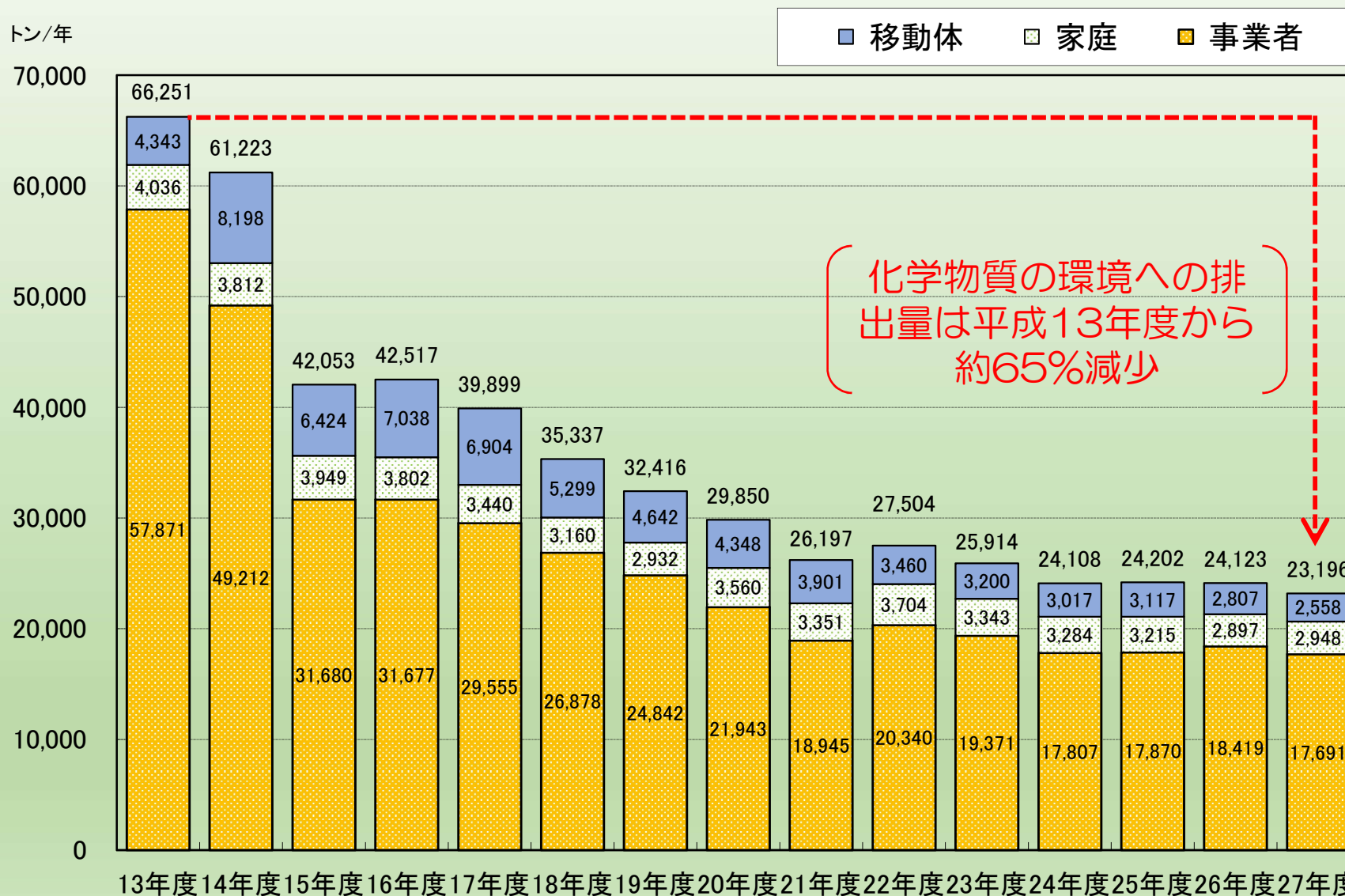
家庭からの排出 (届出外)



洗剤などの成分は川や海などに排出され、衣服の防虫剤として使用されているジクロロベンゼンなどは大気中へ排出されています。

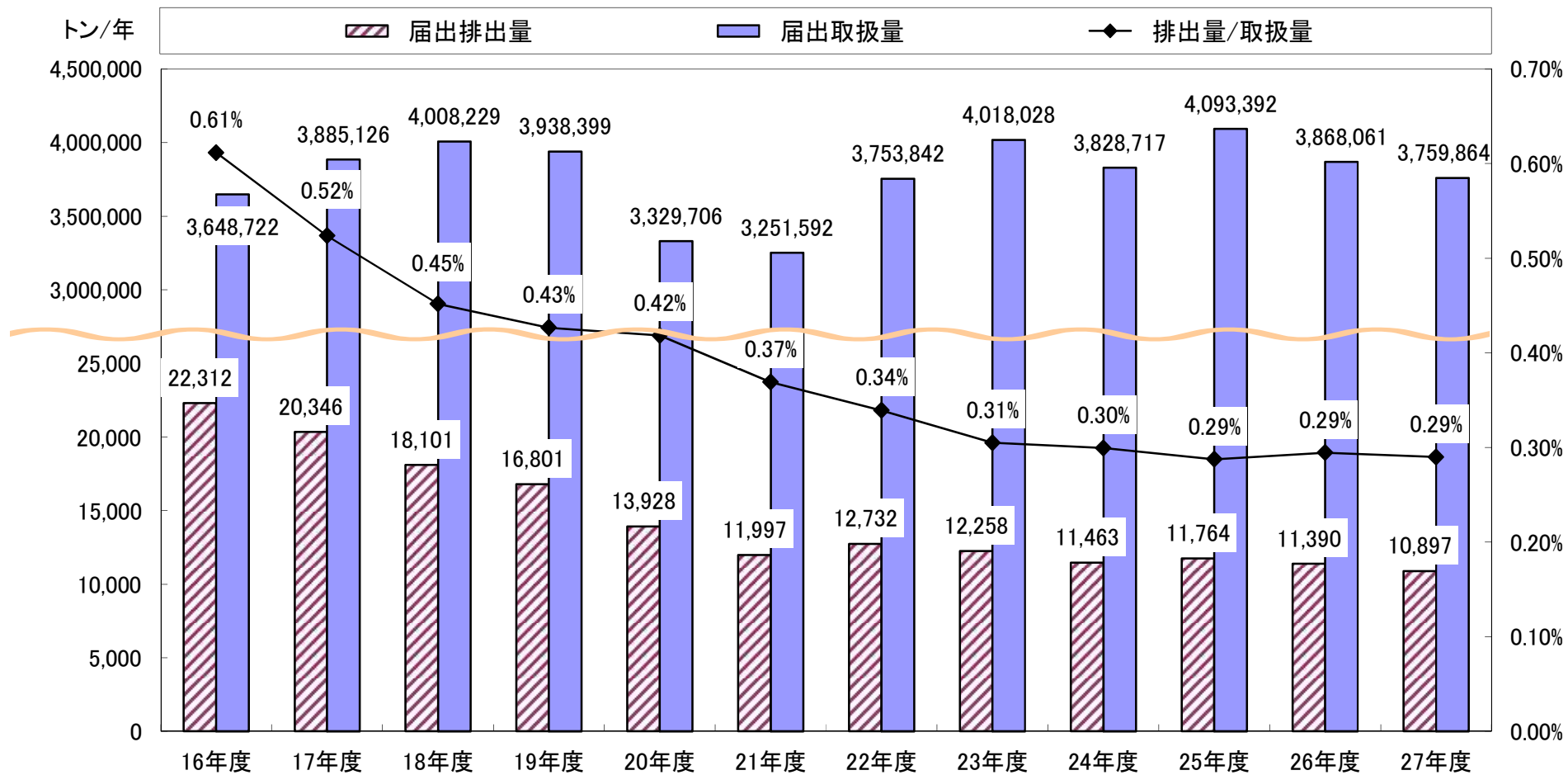
AE : ポリ(オキシエチレン) = アルキルエーテル、LAS : 直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩
AES : ポリ(オキシエチレン) = ドデシルエーテル硫酸エステルナトリウム

本県における化学物質全排出量の経年変化



「事業者からの排出」： 届出排出量+届出外推定量

本県の届出排出量と届出取扱量の経年変化



化学物質による環境リスクを低減するため 何をすべきか？

- 人や生態系に対し、より有害でない製品を設計する
- 消費者等に分かりやすく表示する
- 設備改善、リスクの小さい化学物質への転換等
- 適正管理により、環境への排出量を低減
- 事故が発生した時は、影響を最小限にくい止める
など